

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年1月22日 22時07分ごろ
発生場所	関門港下関区 彦島 ^{ひこしま} 導灯（前灯）から真方位036° 1,020m付近 （概位 北緯33° 56.3′ 東経130° 56.0′）
事故の概要	貨物船 ^{しょうれい} 聖嶺は、旋回中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年1月23日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 聖嶺、749トン 142654、聖朋海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	プロペラに曲損、船尾部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、残土約2,300tを積載し、船長が単独で操船に当たり、長崎県平戸市平戸港に向けて関門港下関区第1突堤12号岸壁を離れた。</p> <p>本船は、船長が、離岸時に関門航路を西航しているコンテナ船を認め、同船の後方に付いて関門航路に入航するつもりで同航路に向かっていたところ、同船に接近する態勢となった。</p> <p>船長は、本船とコンテナ船との距離を十分に離してから航路に入航することとしたが、本船を減速又は停止させるより、旋回させる間にコンテナ船の通過を待つ方が速力を落とさずに航路に入航して早く目的地に向かえると思い、右舵一杯を取った。</p> <p>本船は、^{がなりゅうじま}巖流島北方沖で右旋回していたところ、同島北西方約400mの浅所（水深約1.9m）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約4.1m、船尾約5.6mであった。</p> <p>巖流島北西方沖には、コシキ瀬と称する暗岩が存在し、同瀬の周囲が水深5m以下の浅所域となっていて北側にコシキ瀬北東灯浮標、西側にコシキ瀬北西灯浮標（いずれも北方位標識）がそれぞれ設置されていた。</p> <p>船長は、コシキ瀬付近の水深が浅いことを知っていた。</p>
分析	本船は、関門港下関区を航行中、船長がコンテナ船との距離を十分に離してから関門航路に入航しようとして巖流島北西方沖の浅所域付近で旋回したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。

原因	本事故は、夜間、本船が、関門港下関区を航行中、船長がコンテナ船との距離を十分に離してから関門航路に入航しようとして巖流島北西方沖の浅所域付近で旋回したため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 可航水域の広さに余裕がない場所では、旋回しないこと。・ 旋回させる際は、浅所の場所を考慮すること。